

令和2年9月宇治市議会定例会

条例改正議案の新旧対照表

政策総務課

目 次

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第 6 2 号	宇治市道路占用料条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市道路占用料条例	1
議案第 6 3 号	宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	3
議案第 6 4 号	宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例	4
議案第 6 5 号	宇治市介護保険条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市介護保険条例	6

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第 66 号	宇治市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市後期高齢者医療に関する条例	7
議案第 67 号	宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市国民健康保険条例	8

宇治市道路占用料条例新旧対照表

現行				改正案			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
占用の区分	区別	単位	占用料	占用の区分	区別	単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物・法第32条第1項第2号に掲げる物件	略			法第32条第1項第1号に掲げる工作物・法第32条第1項第2号に掲げる物件	略		
法第32条第1項第3号に掲げる施設	鉄道、軌道 その他 これらに類する施設	略		法第32条第1項第3号に掲げる施設	鉄道、軌道、自動運行補助施設 その他 これらに類する施設	略	
法第32条第1項第4号に掲げる施設～道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物	略			法第32条第1項第4号に掲げる施設～道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物	略		

宇治市道路占用料条例新旧対照表

現行		改正案	
件		件	
令第7条第2号に掲げる太陽光発電設備及び風力発電設備、同条第4号に掲げる工事用施設並びに同条第5号に掲げる工事用材料～令第7条第9号に掲げる施設	略	令第7条第2号に掲げる太陽光発電設備及び風力発電設備、同条第4号に掲げる工事用施設並びに同条第5号に掲げる工事用材料～令第7条第9号に掲げる施設	略
備考 略		備考 略	

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
(趣旨) 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第34条第2項及び第46条第2項の規定により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業(法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。以下同じ。)の運営に関する基準について定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第34条第2項及び第46条第2項の規定により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業(法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。以下同じ。)の運営に関する基準について定めるものとする。
第2条～第52条 略	第2条～第52条 略

宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第5条 略 (管理者)	第1条～第5条 略 (管理者)
第6条 略 2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。	第6条 略 2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。 <u>ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合は、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を同項に規定する管理者とすることができます。</u>
3 略	3 略
第7条～第33条 略 附 則 1 略 (経過措置) 2 この条例の施行の日から <u>平成33年3月31日</u> までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を同条第1項に規定する管理者とすることができます。	第7条～第33条 略 附 則 1 略 (経過措置) 2 この条例の施行の日から <u>令和9年3月31日</u> までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を同条第1項に規定する管理者とすることができます。 3 <u>令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所(同日において当該事業所における第6条第1項に規定</u>

宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
	<p><u>する管理者(以下「管理者」という。)が主任介護支援専門員でないものに限る。)については、第6条第2項と、「介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を同条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、同日において管理者である介護支援専門員を」とする。</u></p>

宇治市介護保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則</p> <p>第1条～第5条 略 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第6条 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に_____租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合_____に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に_____年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合に_____年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</u></u></u></p> <p>第7条～第13条 略</p>	<p>附 則</p> <p>第1条～第5条 略 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第6条 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年_____における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</u></u></u></p> <p>第7条～第13条 略</p>

宇治市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則</p> <p>第1条 略 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に_____租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合_____に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に_____年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合に_____年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</u></u></u></p> <p>第3条・第4条 略</p>	<p>附 則</p> <p>第1条 略 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年_____における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</u></u></u></p> <p>第3条・第4条 略</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則</p> <p>1・2 略 (延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、第26条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に<u>租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に</u>年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合に</u>年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 略 (延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、第26条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年</u>中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年</u>における<u>延滞金特例基準割合に</u>年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該延滞金特例基準割合に</u>年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とする。</p>
4~9 略	4~9 略